

## 感染防止対策に関する取り組み

### 1 院内感染対策に関する事項

感染対策に関する問題点を把握し、改善する院内感染対策活動の役割を担うために、感染防止対策委員会を設置しています。委員会は月 1 回を基本として必要時には随時開催します。

### 2 院内感染対策教育に関する事項

全職員を対象とした感染対策に関する研修会・講習会は年 2 回以上開催しています。また、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について、全職員への周知を行っています。

### 3 感染症発生状況報告に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染上問題となる微生物を検出した場合は、注意喚起を行います。感染防止対策委員会に各種分離菌月報を作成して提出し、検出状況を共有し、必要に応じ感染対策の周知や指導を行います。

### 4 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染発生が疑われる事例が発生した場合には、感染対策委員会 が速やかに現状の確認、疫学的調査、感染対策の徹底などを行い、感染拡大を防止します。状況は随時、病院管理者に報告されます。届出義務のある感染症患者が発生した場合は、法律に準じて行政機関に報告します。地域の医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

### 5 患者さんへの情報提供に関する事項

感染症の流行が見られる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。合わせて感染防止の意義及び手洗い・マスクの着用などについて、理解と協力をお願いします。

### 6 その他

病院職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年 1 回以上受診し、B 型肝炎、インフルエンザ等の予防接種に努め健康管理に留意します。